

第 105 回調達価格等算定委員会

日時 令和 7 年 10 月 24 日（水） 9：03～10：28

場所 オンライン会議

1. 開会

○事務局

おはようございます。ただ今から第 105 回調達価格等算定委員会を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、早朝からご参加くださり誠にありがとうございます。

事務的に留意点 2 点申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、委員会中ビデオオフの状態にさせていただきますようお願いいたします。ご発言の時以外は、マイクミュートの状態にてお願いいたします。

2 点目です。通信トラブルの際には、事前にお知らせをしております事務局メールアドレス、電話番号にご連絡ください。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぎ進めさせていただきます。

それでは、秋元委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○秋元委員長

おはようございます。委員長の秋元でございます。皆さま、早朝よりご参集いただきましてありがとうございます。

2. 議題

国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案

○秋元委員長

それでは、早速ではございますが、本日の議事に入りたいと思います。

まず、事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局

事務局です。インターネット中継でご覧の皆さまは、経産省ホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。

配布資料一覧のとおり、議事次第、委員名簿、資料 1、国内外の再生可能エネルギーの現状と今後の調達価格等算定委員会の論点案をご用意しております。

○秋元委員長

ありがとうございます。

まず、議事の冒頭に 10 月 1 日に開催されました第 104 回調達価格等算定委員会についてご説明をいたします。このご説明の位置付けについて、まず事務局より一言お願いいたします。

○事務局

事務局です。

10 月 1 日に一部非公開の第 104 回調達価格等算定委員会が開催され、バイオマス第 8 回入札の上限価格について意見の取りまとめをいただきました。非公開の委員会については、調達価格等算定委員会運営規則第 3 条および調達価格等算定委員会の公開について、7 箇条の規定において、議事要旨を事後的に公開するとともに委員長および委員長代理が次回の公開の委員会の冒頭に説明を行うとされております。この規定に基づき、今回の委員会の冒頭でご説明をいたします。

○秋元委員長

それでは、委員長の秋元よりご説明を申し上げます。

第 104 回の委員会では、バイオマス第 8 回入札の上限価格を決定し、意見を取りまとめました。委員会を非公開とした趣旨に基づき議論を行ったことのみご説明差し上げましたが、決定に至った考え方も含めてその内容は今回の入札結果の公表、11 月 4 日の後にご説明申し上げます。

なお、第 104 回の委員会の配布資料および議事要旨については公表しておりますので、経済産業省ホームページ上でご覧ください。

ご説明は以上でございますが、松村委員長代理より補足がございましたらよろしく願いいたします。

○松村委員長代理

補足すべき点は、ありません。ありがとうございました。

○秋元委員長

ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

今回は、今年度の調達価格等算定委員会の論点についてご審議いただきたいと考えております。

まず、資料 1 について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局

事務局です。

資料 1、国内外の再生可能エネルギーの現状と今後の調達価格等算定委員会の論点案に基づきましてご説明いたします。資料大部になりますので、概略のみ説明をいたします。

2 ページ目です。国内外の再エネの現状と、2 点目、論点案と 2 つに分けてご説明いたします。

最初に、直近のデータの確認です。3 ページ目、ご覧ください。世界の動向になりますが、再エネの発電設備のストックは、最も容量の大きい電源ということになっております。引き続き導入が進んでおりまして、年々その導入ペースは増加をし、2023 年には 4,200GW という非常に大きい水準に達してございます。

4 ページ目です。他国の電源構成を改めて最新のデータ整理をしております。

5 ページ目です。国内外の状況になりますけれども、日本の再エネ導入量は世界第 6 位、太陽光の導入容量は世界第 3 位となっております。

6 ページ目です。特に、平地が限られている日本になりますが、平地面積当たり日本の太陽光導入量は世界トップクラスとなっております。

7 ページ目です。FIT/FIP 認定導入量を整理しております。制度開始後、運転開始した設備は、約 8,300 万 kW、認定容量は 1 億 kW を超えているという状況です。運転開始済みは約 8 割、太陽光については運転を開始した設備の約 86%、認定容量の 72% を占めるという状況です。

8 ページ目、以降、日本の動向になります。国民負担の状況になりますが、2025 年度の買取総額 4.9 兆円を見込んでおります。賦課金としては約 3.1 兆円、賦課金単価としては 3.98 円/kWh という水準になります。買取総額の中には、太陽光発電に係る買取費用が大半を占めております。左下をご覧くださいますと、特に、利潤配慮期間の当初の 3 年間の買い取りが半分以上を占めるという状況になっております。

9 ページ目です。再エネのコストの状況になりますが、着実に低減をしておりますが、風力発電は足元では上昇、太陽光、陸上風力とも世界より高い水準にございます。

10 ページ目です。太陽光発電設備の CAPEX の見通しによれば、低下スピードは鈍化するものの引き続き低下の見通しでございます。

11 ページ目～15 ページ目までは、各電源の FIT/FIP の認定導入買取価格のデータを記載しております。各電源の数字になりますが、資料をご確認いただけたらと思います。説明は、必要があれば後ほど補足させていただきます。

続きまして、16 ページ目以降、国内の政策動向になります。

17 ページ目です。2 月に閣議決定をしたエネルギー基本計画になります。DX・GX の進展に伴い、今後、電力需要の増加が見込まれる中、脱炭素化電源の確保が競争力に直結する、再エネ、原子力といった二項対立的な議論ではなく、いつでも最大限活用するという方針としております。

再エネについては、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生、国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すという方針を取ってございます。

18 ページ目です。同じタイミングでエネルギーミックスの 2040 年度を示しております、再生可能エネルギーについては、4 割～5 割程度という水準を示しております。同じく、国産の再エネ電源を増加させることにより、エネルギー自給率についても高めていくという見通しを付けてございます。

19 ページ目以降、脱炭素化のみならず、日本の中でエネルギー自給率は現在非常に低いという状況、20 ページ目、現在、化石燃料の調達が中東に依存をしているという中でエネルギー安全保障という課題を大きく抱えているという状況、21 ページ目、化石燃料の輸入が非常に大きな金額を占めているという現状などを示しております。

続きまして、23 ページ目です。政策の動向の中で地域との共生、これが再エネを進める上での大前提ということで取り組みを進めております。説明会の F I T / F I P の中での要件化、法令違反に対する交付金の一時停止等、厳格な対応を進めております。

24 ページ目です。足元、F I T / F I P 以外の太陽光発電設備の導入が見られるという状況の中で、F I T / F I P 以外についても太陽光発電事業の地域との共生をより一層確保すべく、関係省庁が連携をしながら関係法令の取り組みということを進めてございます。

25 ページ目は、価格についてです。再エネ特措法において、本委員会において毎年度調達価格等を決めていただいておりますけれども、コスト低減ということが加速化をしてくてございます。

26 ページ目です。入札制度も 2017 年度以降、順次実施をしてきておりまして、コスト低減につながってきていると、この状況も整理をしてございます。

27 ページ目です。電力市場の統合という大きなテーマの中で、F I T 制度から F I P 制度を導入し、その移行などについて進めてきてございます。

28 ページ目です。F I P の最新の認定量につきまして、新規、移行合わせて約 3,800MW、約 2,000 件弱という水準になっております。移行などを促すべくさまざまな施策も展開をしてございます。

29 ページ目です。F I T 制度導入後、大量の導入が進んだ太陽光発電設備について、2030 年代半ば以降、顕著な廃棄、排出が見込まれるという状況にございます。最終処分量の大幅な増加につながるということを踏まえて、リサイクルの着実な推進についての制度構築、検討を進めているという状況です。

30 ページ目です。現在、太陽光パネルのリサイクル費用が単純廃棄に比べて高いという課題に対して、研究開発、設備投資などを促進しながら体制の整備を進めております。

31 ページ目です。風力発電設備についてになりますが、太陽光発電設備の廃棄等積立制度については既に導入済みになりますが、関係審議会の議論の中で風力発電設備についても F I T / F I P 制度における廃棄等積立制度の対象とすべきではないかという点についての取りまとめを行ってございます。本年度の委員会でご審議をいただきたいと考えてお

りますが、32 ページ目、積立期間および積立期間の水準、特に積立金額については基本的な方針、(1)、(2)、(3) の方針を軸に本委員会でご議論をいただければというふうに考えてございます。

33 ページ目です。次世代太陽電池ペロブスカイトについての社会実装を進めております。量産技術の確立、生産体制の整備、需要の創出に向けて短期、中期、長期それぞれの時間軸の中で三位一体、官民連携した取り組みを進めてきております。その支援制度のあり方については、これまでもこの委員会において議論をいただいておりますが、継続的な議論をお願いできればと考えております。

34 ページ目以降、風力発電、洋上風力についてです。導入拡大のポテンシャル、将来的なコスト低減等を踏まえて、主力電源化に向けた切り札と位置付けて各種の取り組みを進めております。

35 ページ目です。再エネ海域利用法に基づいて事業者選定を進めてきておりますが、前回の委員会でもご報告申し上げましたが、第1 ラウンドの3 海域における事業中止など事業環境変化が進んでおります。この洋上風力を取り巻く事業環境変化を踏まえた対応について関係審議会で議論をしておりますが、本委員会においては、供給上限価格等についてご審議をいただきたいと考えてございます。

続きまして、36 ページ目、地熱発電です。経産省、JOGMECにおいて、各種施策を取り組んでおりますが、37 ページ目です、後ほどご紹介しますが、従来型地熱は、JOGMECが自ら初期調査を実施しながら民間企業の参入を支援する一歩前に出た支援の枠組みを検討しております。また、次世代型地熱、新しい技術に対する研究開発、実証を進めております。

38 ページ目、中小水力です。初期段階における流量調査等について取り組みを進めております。

続きまして、40 ページ目以降、今年度の論点案についてご説明を申し上げます。

41 ページです。総論になります。先ほどご説明したとおりでありますけれども、第7 次エネルギー基本計画で示された方針を踏まえながら中長期的な視点で時間軸を意識しながら、再エネ特措法に係る調達価格、基準価格、入札制度等について検討を行っていくということとしてはどうかと考えております。

42 ページ目～44 ページ目まで、これまでの価格の推移、FIT/FIPの区分について、ファクトを整理してございます。

45 ページ目です。今年度の委員会における主な論点、特に電源横断の論点を記載しております。

1 ぽつです。自立化に向けた進捗状況とそれに向けた支援のあり方は、これまでの委員会でもご議論をいただいておりますが、各再エネ電源の自立化に向けた進捗状況、それを踏まえた支援のあり方について昨今のインフレ等の状況が見られる中でも引き続き環境価値が適切に評価される事業環境整備を図りながら、FIT/FIP制度がない状態で

も新規電源投資が進展する状況までコストダウンを目指していくという重要性や昨年度の支援のあり方に関するご議論も踏まえながら、今年度の委員会においてもご議論いただくこととしてはどうかと考えております。電源ごとについては、次ページでまた改めてご説明します。

また、2 ぽつです。F I T／F I P 制度における価格算定のあり方についても改めて確認をしたいと考えております。再エネ特措法に基づけば、価格算定に当たっては、法令の規定に基づき再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、適正な利潤その他の事情を勘案して定めるということが本委員会における法令上の位置付けとなっております。

加えて、F I T／F I P 制度は、再エネのコスト競争力が他電源と比べて十分ではないという段階において、国民の皆さまのご理解を得ながら、その負担により価格支援を行うことで導入拡大を図り、スケールメリット、習熟効果等を通じてコストダウンを実現していくという制度でございます。従って、F I T／F I P 制度の対象となる電源は、将来的に制度がない状態でも新規電源が進展する状況までコストダウンを実現していく、すなわち、自立化を実現していくということが制度の前提であるという点も改めて確認をしたいと考えております。

こうした中で、昨今のインフレによる建設費等の上昇が見られるという状況がございます。足元のコストデータが上昇しているという電源も現れておりますが、申し上げました点を踏まえて、コストデータに上昇が見られる全ての電源について直ちに機械的、一律の想定値の引き上げ等を行うのではなく、まずは各電源の特性を考慮しつつ、自立化に向けた取り組みがなされているか、コストデータの上昇について当該電源の中でも事業が特に効率的に実施されているか、こうした場合に生じているものなのか確認した上で総合的に判断をしながらコストの上昇について適切に価格等へ反映を行っていくこととしてはどうかと考えてございます。

3 点目は、入札制度の活用のあり方であります。直近の入札では、卸売市場価格を下回る価格での落札が生じております。また、件数も減少傾向に見られまして、入札システムの保守運用の事務コストが一定程度を要するということが課題となっております。現時点で入札対象となっている電源について、上限価格、落札価格の水準、入札件数等を踏まえながら最大限の導入拡大という観点から、入札制度を維持するのか、入札ではなく一律の価格を設定する方法とすることが適当かご議論いただければと考えてございます。

46 ページ目です。自立化に向けた進捗状況ということについて、各電源についての昨年からの議論の延長としての現在の整理を事務局として記載をしております。

まず1 つ目、コストダウンが進展している、あるいは、見込まれる電源として、太陽光、陸上風力などを念頭にしておりますが、既にF I T／F I P によらない案件の形成が進んできている状況も確認できます。地域との共生という観点から、関係法令に基づいて適切に事業規律の強化を図りながら自立化に向けた道筋の検討を加速化させていく必要がある

と考えております。特に、大規模な事業用太陽光について、具体的な自立化の道筋、検討をより加速させていく、具体的には、2027 年度以降の支援そのもののあり方、支援を継続するという場合にあっては、その価格水準についてどう考えるかという点を論点としております。

電源特性を踏まえた長期的コストダウン策を検討すべき電源として、中小水力、地熱を2つ目の塊として記載をしております。稼働期間が長いという特徴がございます。まずは、F I T / F I P 制度の支援の終了後でも安定的な稼働は確保されるということが重要であります。中長期的には制度がないという状態でも新規の電源投資が進展する状況を目指していくということが重要ではないか、また、地熱については、官民の役割やリスク分担のあり方、自立化に向けた見通しは、別途関係審議会等でも議論が行われておりますが、これらの議論、見通しを確認した上で支援のあり方を確認していくべきではないかという点でございます。

3つ目です。洋上風力を念頭に記載しておりますが、大規模化や案件形成等を行うことによる産業基盤の構築を通じてコストダウンを目指していく電源ということです。国内の洋上風力は、いまだ黎明期でございます。今後、大規模化や案件形成、人材育成等を行って基盤構築を通じてコストダウンを目指すことが求められますが、投資期間が大きく、総事業期間が長いと、費用、収入の変動リスクが大きいという特性がございます。足元の状況として、世界的なインフレ等による影響によりコストが上昇しているという指摘もなされております。

こうした状況を踏まえながら洋上風力について自立化に向けたコスト低減、産業基盤構築に関する中長期的見通しを明確にしながら、その意義も改めて確認した上で支援のあり方を検討していくべきではないかという点です。

4つ目、自立化への課題が大きいコスト構造にある電源、バイオマス発電を念頭に置いております。発電コストの大半を、燃料費を含む運転維持費が占めるという構造にございますが、現在、F I T / F I P 制度における支援終了後の事業の安定継続にも課題が生じております。電源の特性を踏まえて燃料供給サプライチェーンの強化、構築の状況を確認した上でその支援のあり方を検討していくべきではないかということでございます。

47 ページ目です。電源横断的に運転維持費、資本費を縦軸、横軸に取ったプロットをしております。両方とも単位は円 / k W h としております。

48 ページ目を先にご覧いただきますと、昨年の委員会からの継続になりますけれども、各価格の目標、そして、その価格の目標から逆算をした現時点での期待価格水準を参考値として記載をしております。現時点での目標年度を右の欄に記載しておりますが、価格目標としておおむね 10 円前後、事業用太陽光自家消費型のものについては 14.43 円というのが現在の水準になってございます。

この点を踏まえまして 47 ページ目にお戻りいただきますと、電源横断的に価格目標を 10 円強という水準と設定した場合に、自立化をしているという目安のラインを下のピンク囲

みの三角形の中で記載をしております。あくまで目安になります。

今後、この場合における環境価値は 0.4 円／kWh で規定をしておりますが、環境価値を向上させていくことによってピンクのラインも拡大をしております。いずれにしても再生可能エネルギーの自立化に向けてさまざまな環境整備をしながら、ピンクのラインも拡大をさせながら、各電源について自立化を目指していくというのが大きな方針であるというふうに考えてございます。

データの制約の中で取ったプロットになりまして、幾つか留意点を※で書いてございます。2024 年 8 月までの定期報告において発電事業者から提出のあったコストデータ値を使用しております。一部直近の中央値などを採用している電源もありますが、コストデータの実績値に基づいてございます。

また、洋上風力着床式については、既に定期報告データが提出されている再エネ海域利用法の適用外のデータから算出したものでありまして、再エネ海域利用法で想定されているよりも小規模な事業が中心となっているという点も留意事項としてご報告を申し上げたいということでもあります。

続きまして、各電源の論点、53 ページ目以降ご報告したいと思います。

まずは、太陽光発電についてです。事業用／住宅用太陽光発電の 27 年度以降の調達価格／基準価格をどう設定するか。また、26 年度の F I T／F I P の入札の対象、募集要領、上限価格等についても論点となっております。

2 つ目、事業用太陽光発電については、先ほど申し上げたとおりです。支援のあり方そのものの、継続するということであればその価格水準についてどう考えるかということでもあります。

また、27 年度の F I T／F I P 制度の対象についてもご確認をこの委員会ですていただければと考えております。

54 ページ目です。住宅用の太陽光発電や屋根設置型については、昨年度の委員会において初期の期間の価格水準を上げるといういわゆる初期投資支援スキームというものを措置してございます。投資回収の早期化、支援期間の短縮を原則としておりました。

その中で 2 つ目のポツですが、住宅用の太陽光発電については、一定の猶予期間を設けて、当該の期間においては完全な長方形ではなく階段型の価格設定によるスキームを適用することとしております。この初期投資支援スキームにおける 27 年度以降の取り扱いについてご議論いただきたいと考えてございます。

また、2 つ目の黒丸になりますが、53 ページ目のとおり次世代型太陽電池のペロブスカイト太陽電池についての取り扱いは、昨年度の委員会においても取りまとめ、ご意見をいただいております。もろもろの進展がございますので、そうした進展を踏まえながら、その支援のあり方の中で再エネ特措法上の取り扱いを引き続きどう考えていくべきかということについて引き続き検討をお願いしたいと考えてございます。

続きまして、59 ページ目です。風力発電についてです。陸上風力については、26 年度入

札の募集要領、入札実施回数、28 年度の入札の上限価格等についてどう設定するか。着床式洋上風力、再エネ海域利用法の適用外については、10 月 1 日の本委員会において第 4 回入札を延期する旨の意見が取りまとめられましたが、2025 年度、26 年度の入札の価格、事前公表、非公表、募集容量について論点としてございます。

着床式洋上風力、大規模な再エネ海域利用法適用対象の取り扱いです。昨年度の委員会において、価格調整スキームが導入をされております。物価変動率の下限值というものを導入しておりますが、今年度、その取り扱いについてもご議論いただけたらと考えております。

また、昨今の洋上風力発電を取り巻く事業環境の変化や制度の適用状況等を踏まえてどのように考えていくべきかも論点としてございます。

浮体式洋上風力については、28 年度以降の基準価格／調達価格等、また、陸上風力については、解体等積立基準額についてご審議をいただきたいと考えてございます。

続きまして、61 ページ目です。地熱発電について、27 年度の価格等についてどう設定していくのか。特に、大中規模の地熱発電については、開発リスク、開発コストが高いという特徴がある中で、JOGMEC が自ら調査等を実施するというスキームが関係審議会において検討されておりますが、こうした取り組みが拡大した場合の官民の役割、リスク分担を踏まえて調達価格等の設定についてどう考えるかという点であります。

小規模の地熱発電については、中長期的な自立化を目指していく上で価格設定をどう考えるか、FIT/FIP 制度の対象についても論点としてございます。

中小水力については、27 年度以降の取り扱い、調達価格／基準価格についてどのように設定をしているか、中長期的な自立化を目指していくに当たっての価格についてどう考えていくか、FIT/FIP の制度の対象についてどう考えるかという点であります。

バイオマスについても 27 年度以降の取り扱いです。コスト構造に課題を抱えているという点を先ほど申し上げました。こうしたコスト動向や調整力としての活用可能性なども踏まえながら 27 年度の取り扱い、価格、FIT/FIP 制度の対象についてご審議をいただきたいと考えてございます。

私からの説明は、以上です。

○秋元委員長

ご説明いただきましてありがとうございました。本日の委員会では、今年度の委員会でどのような論点を中心に議論を進めていくかについて特にご議論いただきたいと思います。

事務局資料は大部でございましたが、前半は現状の再エネの状況等をご説明いただいたというふうに思っておりますが、後半部分が主な今日の論点になるかと思いますが、2 番目で今年度の調達価格等算定委員会の論点案というところで、今日の資料では 41 ページ目が総論、そして、45 ページ目が電源横断の論点、そして、46 ページ目が自立化に関する論点、そして、53、54 が個別ということで太陽光発電、59 が風力発電、そして、61 が地熱、

そして、中小水力、バイオマス発電ということでご説明をいただいたかと思いますが、これらは特に論点になると思いますので、このあたりを中心ということになるかと思いますが議論をさせていただければと思います。

それでは、ご意見、ご質問ありましたらお受けしたいと思いますが、いつもながら人数が少ない委員会でございますので、全員にご発言いただきたいと思いますが、いつも申し訳ございませんが、あいうえお順ということでご指名させていただければと思います。申し訳ございませんが、いつもながらすみませんけれども安藤委員からお願いできますでしょうか。

○安藤委員

はい、安藤です。よろしくお願いします。

まずは、大部の資料、ご説明ありがとうございました。本年度、どのような論点を扱うのかというまずは全体像を見せていただいたかと思っております。

全体として、この方針、検討する課題については同意しております。なので、細かい点を一つ一つ挙げていくというよりは、最も重要な点かなと感じている電源横断の論点というところについて1点のみお話ししたいと思います。

そして、45 ページあたりから始まる資料のところですが、やはり自立化に向けて進捗状況がどうかといったことが最も見ていけないといけないというふうに感じております。さまざまな事業者の皆さまから費用が高騰していて苦しいといった声も多く聞かれるような状況にありますが、だからといって支援をし続けるのではなく、あくまで自立化に向けて有益なものかどうかといった視点でしっかりと見ていくことが重要かと思っています。

もちろんインフレ環境下では、名目の数字、名目の金額は高くなったといっても実質の金額ではどうかといった点を十分に考える必要がある。名目の金額を維持するというのは、実質的には値下げになるからです。そのような観点でインフレであったりそのあたりのことを考慮した形で現状維持というのはどういう数字なのか、引き上げというのはどういう状況なのかといったことを見ていくことが重要です。

また、自立化とはいっても、現時点で発展途上の発電方法と相対的に熟成してきたコスト低減が進んできたと言われる発電方法を現時点で直接的に比較するのは不適切だとも思っています。

FIT制度が始まった時から、今日のご説明でもありましたが、Learning by doing でコストを下げていく、時間を買うといったような施策であり、長期的には低くなったコストの下で支援がなくても電源が入ってくるといったこと、これが実現できるような状況か、それともそれが難しいかといった視点で比較、検討が必要だと思っています。

一定期間後に競争力があり自立できるものは支援するし、そうでないものは残念ながら支援を打ち切るといったことも考えないといけない。これは事業者の皆さまにとっては、非常に大変なことであるというのは理解していますが、国民負担のことも同時に考えない

といけないというこの委員会の役割だとも思っています。

注意点として、さまざまな事業者から「うちのところは大変だ」といった話がこれからあり得るかと思いますが、特定の発電方法を特別に支援してほしい、支援する必要があるといったことをご主張されるというのは、相対的にエネルギーミックスの中でさまざまな発電方法がある中で、そのコストが他の発電方法と比べて高止まりするような発電方法というのは、相対的に重要性が低下するといったことも考えないといけないので、いたずらに苦しいから上げてくれということが業界にとって直接的にはメリットになるように見えるかもしれませんが、中長期的にはそうではないといったことも考えて、どこまで低コストで事業を運営できるかといったところをしっかりと見極めていただきたいとも思っています。

私からは、以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、岩船委員、お願いできますか。

○岩船委員

はい、岩船です。

ご説明ありがとうございました。非常にたくさんの資料で、なかなか難しい状況がよく理解できたと思います。

私からは、2点申し上げたいと思います。

今、安藤委員がかなりいろんなご説明をいただいたので分かりやすかったのですが、やはりこれは、45 ページにあるようにFIT／FIP制度が基本的には国民負担で価格支援を行うことで導入拡大を図り、そのスケールメリット、習熟効果を通じてコストダウンを実現していく、だから自立を目指す制度だというのが本来大前提にはあるんですけれども、一つ間違えると単なる導入支援になってしまうという状況が今ある、かつ、今、インフレ等でいろんなものが上がっていてなかなか難しい局面にあって、事業者さんからはもう少し支援を見直してほしいみたいな声があるという中でどうしていくかということだと思います。

そこら辺、完全に自立化に向けた支援を目指すというのを言い切るのは難しいところもあると思うんですけれども、われわれの委員会の役割としては、自立化への支援を目指す方向でなくてはいけないということを何度もしっかり確認した上で、では、じゃあ、どこまでやるかということだと思いますということを再確認させていただいた整理になっていると思います。

その中で47 ページなんですけれども、この絵は非常に分かりやすくていいなと思ったんですけれども、ただ、この点線の意味とかをもう少しこの絵にも書き込んでいただけると

いいと思いました。もちろん環境価値が上がって、三角形の面積が増えていって、経済合理性の成立する範囲が拡大していくということだと思うのですが、あとは、だからこの絵が、今、足元はこうなのだけれども将来ここまで行けますと、だから三角も膨らみつつここに入ってくる電源も増えると、ここの三角に入れば既設の電源と競合できるものだというような整理があって、将来的に三角に入る分が増えるのであれば、そこは支援していいものだというような整理が一定できるのかなと思ひまして、さまざまな電源があるのでいろいろ難しいとは思ひますけれども、じゃあここに全く入らない電源をどうするかというのは一つ議論としてはあると思ひますけれども、そういう整理をしていくのも重要ではないかなと思ひました。

あと、もう1点申し上げたかったのは、やはり46ページにあるように、特に太陽光だと思うのですが、FIT/FIPによらない案件の形成が進んできている。前段のほうで廃棄、リサイクルの話もありましたけれども、やはり今かなり地域共生という点においてもリサイクル法が通らなかったということもあって、太陽光発電に関してかなりネガティブな風が吹いている中で、FIT/FIPによらない案件に規律がかからないということがますます問題を難しくさせる可能性があると思ひています。

私が申し上げたいのは、だからFIT/FIPで縛れるうちはまだいいけれども、やはりこれからはFIT/FIP外も多い、しかもその数すらしっかり把握されていないという状況を本当に何とか改善しなくてはいけないということで、太陽光発電を系統につなぐ、建物に置く時の規律は、やっぱり別のルールをしっかりと、なるべく早くつくって、FIT/FIP対象かどうかという議論とはやっぱり別にしていくべきではないかと思ひます。それによって、FIT/FIPで規律をかけなくちゃいけないという変なルールがなくなることによって、本来FIT/FIPが目指すあるべき姿が描けると思ひますので、私としてはここの調達価格等算定委員会の議論ではないかもしれませんが、FIT/FIP以外のものも含めて系統につながるもの、建物に置かれる再エネに関してきちんと規律がかけられるようなルールを別につくるということをまず早急に目指していただけないかなと思ひました。それには、当然、どこにどの電源があるかという情報も重要で、今そのあたりの情報管理がかなり不十分だと思ひています。ぜひ、データベース化をよろしくお願ひしたいと思います。やっぱり本当に散らばった分散電源を管理していく、しかも、これから廃棄まで管理していくとなると、かなり難しくなってくると思ひるので、やっぱりそこは今FIT/FIP以外のものが増え始めた時点で手を付けるというのが私は重要だと思ひています。よろしくお願ひします。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

続きまして、大石委員、お願ひできますか。

○大石委員

はい、大石です。ご説明ありがとうございました。私のほうからも感想のようなものになりますけれども、何点か発言させていただきます。

最初の委員会でも申し上げましたように、今年度、洋上風力の撤退で再エネに対する国民からの見方も大きく変わってはいると思うのですが、最初の総論ならびに電源横断の論点に書かれておりますように、やはりこれだけ毎年毎年夏が暑くなり気候変動が進む中で、早急に脱炭素電源を普及させることが必要になっている以上、第7次のエネルギー基本計画にありますように再エネ電源の主力電源化というのは大きな命題になっていると思います。

その中で、確かにFIT／FIP制度というのは再エネの自立化を目指すのですけれども、一方、1つの電源として比べた場合に、他の電源も化石燃料も含めて材料費など物価が上がる人件費が上がるというのはどれも同じ状況だと思います。その中で再エネを主力電源にしていくと考えた場合には、環境価値というものをきちんと見ていく必要があるのではないかなと思っています。

この委員会の直接の命題ではありませんが、例えば、炭素税をかけることによって、それが再エネの電源の自立化、主力電源化につながるということもあると思いますので、私たちがここで議論する内容では直接ないのですけれども、やはり電源全体としてその中の再エネのあり方を、政府全体として考えて進めていただければと思ったというのがまず総論と電源横断の論点で感じたことです。

それから、当然、やはり国民負担の抑制を図るということから自立化というのは目指すべきであって、46 ページのご説明にありますように、現状を見て今後自立化が目指せるものとそうでないものについて、しっかり私議論していかなければならないと思っています。

FIT／FIPがなくなるから駄目だということではなくて、FIT／FIPにはよらないけれども、別の国の支援ですとかそういうもので今後再エネとしてやっていける電源というのも多くあると思いますので、FIT／FIPによらない自立もあるということを事業者の方たちにはぜひご理解いただきたいと思います。

あと、もう1点気を付けなければいけないのは、確かに効率・自立化というのは必要ではあるのですが、例えば太陽光ですとか中小水力など地域共生として重要な電源というものもあるわけで、これらについては、単なる効率化ということではなく、別の価値をきちんと認めつつ、ここでの議論をしていく必要があると感じている次第です。

最後に、廃棄・リサイクルの話、今、岩船委員もおっしゃいましたが、太陽光発電をはじめとしてFIT制度が始まった時に、当初から廃棄に対する積み立ては推奨されていたのですが、現実にはなかなか進んでいなかったということで外部積立の制度が始まり、今回、風力の廃棄積立の話も始まるということです。風力もしかり、それから、新し

い分野として今取り入れようとしているペロブスカイトもしかり、これはF I T／F I P制度であってもなくても、どの再エネも最終的には廃棄・リサイクルが必要になってきます。私たちが関与できるのはF I T／F I P制度に関することではあるのですが、国全体としては、再エネ電源を含めた全電源について、廃棄・リサイクルの方針をきちんと決めていただきたいと思います。

現在、太陽光パネルの廃棄のワーキングが進められておりますけれども、一番の課題が費用の面と聞いています。F I T／F I P制度では積み立ては可能ですが、それ以外のものの廃棄やリサイクルの費用はどうするのかというのが大きなネックになっているようです。もちろんF I T／F I Pの中では最低限検討していく必要はありますけれども、全体として廃棄・リサイクルをどこでどのような費用で行っていくかというのは、もっと大きな国全体の委員会で話していただきたいと思います次第です。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

続きまして、松村委員、お願いできますか。

○松村委員

はい、松村です。聞こえますか。

○秋元委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

発言します。

論点について適切に整理していただき、今後のすべき議論が明確になったと思います。必要な論点は網羅されていると思いますので、私のほうで付け加えることも修正していただきたい点もありません。

それから、このような論点が出てくる背景を、関連する現在の情勢、政策も適切に整理した資料を出していただきありがとうございました。これで今後の議論もいろいろしやすくなると思います。

今回の説明で今まででもそうだったわけですが、自立化の定義をきちんと説明していただいた。それぞれの事業者が何かある種勝手な自立化の定義を言っているのではないかと疑われるようなこともあったと思うのですが、そうではなく、最終的にF I T／F I Pによる支援がなくても再投資していけるものを育てていく制度だということを改めて明確に言っていただいたことはとても意義があったと思います。

これは、できたらいいなという希望的なものではなく私は前提だと思っている。それぞれの電源でそれが達成できるという見込みの確実性の程度などの点については議論の余地はあり得ると思います。しかし、これは厳しいけれども前提として堅持しなければいけない前提だと思っています。

自立化なのですが、もちろん電源としての自立化ということであるので、他の価値を生んでいるのだから、その点で他の目的でいろんな補助金をもらっている。補助金をもらった結果として競争的な電源にはなっているけれども、それは補助金があるからではないかという点に関しては、それも自立化を達成していると見るべきだと思っています。いい例じゃないのかもしれませんが、例えばバイオ発電で国内の森林の維持に役立っているということから農水省あるいは自治体から支援があつて、それで自立可能なものになっているというのは、この委員会の定義ではそれは自立化が達成できているということだと思います。

しかし、一方で、そのような価値があるのだからF I T／F I Pをずっと維持してサポートしてほしいというのはやはり筋違いだと思います。それは、エネルギー政策の範囲内、あるいは、再エネの自立化の政策の範囲外の目的というのを幾ら強調したとしても、それが本当に説得力のあるものなら、もし農林水産関係であれば農林水産、あるいは、自治体からの支援が当然、説得力を持って説明されれば、説得できれば得られるということになるはずで、それを経産省としてサポートするということあるのかもしれないのだけれども、そのような理由を幾ら積み重ねても、この範囲内でサポートすべきだという議論にはならないと思います。その点については、私たちは十分考えなければいけないと思います。

また、47 ページの整理がある意味で一番分かりやすいわけですが、自立化という時に、もちろん将来のコストはインフレに当然依存するので、インフレが起これば当然自然に電力の卸市場価格だって上がるはず。小売価格だって上がるはず。実質的な価格が仮に上がらなかったとしても名目額は上がるはずだから、この範囲はインフレが起これば当然変わるものだと思います。競争力のある電源のコストは、名目値で見れば将来変わり得るということ、私たちはちゃんと認識しなければいけないと思います。

さらに、自立化が可能な費用の水準は、その個別の種類別の電源が生み出す価値にも依存していると思います。広義の調整力を生み出すことができる。それもいろんな種類の調整力があるので、いろんな価値のある調整力をいろいろ出すことができるという電源であれば、コストが高くても生き残れるというか自立化できるというチャンスは十分あるし、それが見通せるということであれば支援の対象になり得ると思います。

逆に、その調整力が全くなく、ずっと出し続けなければいけない。もちろん他のルールに従って、優先給電ルールに従った調整というのはするとしても、最低限の調整しかできないというような類いの電源と、十分な調整力を持っている電源では、おのずから自立可能なコストの水準は変わってきます。

あるいは、他の価値を生んで、例えば環境価値を生むことになれば自立可能なラインと

いうのは上がるというか、よりコストが高くて大丈夫ということになると思います。その場合の価値というのは、再エネだから当然価値があるというのは必ずしも説得力のあるものではなく、それぞれの電源の種類に応じてそれぞれ価値を持っているということだと思います。その特性をはっきりさせ、その価値が実現できるというようなことをサポートすることは、この委員会の役割ではないとしても全体としてとても重要なことで、経産省も汗をかくべきことだと思います。しかしそのような価値があると私たちが勝手に決め付けて、だから当然サポートすべきだという議論は少し乱暴だと思います。

再エネは、基本的に国産の電源で安全保障上とても意義があるのだというのは、それは確かに多くの再エネについては事実だと思いますが、それに応じたサポートなのであって、再エネ全体のサポートではなく、それを満たすものの全体のサポートということを本来考えるべき。あるいは、メンテナンスだとかに対して、特定の国の資源に強く依存していて、メンテナンスだとかも何か紛争があれば難しくなるものに対して安全保障上の価値がすごくあるということを言ってもあまり説得力はないと思います。そういう点については、そのような安直な議論ではなく、精査が必要だと思っています。

以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。

委員長ですけれども、秋元から委員として少しコメントさせていただければと思います。だいぶん他の委員も言われたことと重複する部分が多いかと思いますが申し上げます。

まず、1点目は、45 ページ目で記載いただいたように、45 ページ目の話でいくと2番目の1つ目の矢尻のところで書かれていますけれども、この調達価格等算定委員会で何をするかということが書かれていて、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認める費用等を基礎とし、適正な利潤その他の事情を勘案して定めるということで行われているわけございまして、この委員会の大きなミッションとしてこれを行っていくということだと理解しています。

そういう意味で行くと、ただ、なかなか適正な利潤がどうなのかとか、その他の事情をどういうふうに勘案するのかということはあるかと思いますが、ただ、ある程度やっぱりこの委員会は限定されているということも理解しながら、われわれのミッションとして何ができるのか、何をすべきなのかということを考えていきたいかなというふうに改めて思いました。

自立化の話が委員からも出ましたし、事務局からもご説明がありましたけれども、やはり自立化という部分も難しい部分があり、環境価値、カーボンプライス水準をどう考えるのか。カーボンプライス水準によってその自立化の水準ということも変わってくると思いますし、47 ページ目でいくと、カーボンプライスの水準観のところに関しては話がありま

したけれども、松村委員等もおっしゃいましたけれども系統の安定化費用が本来別にあつたりするわけで、そういった部分はそこには入っていないということだと思いますけれども、本来であると、再エネの政策全般を考えていくには、そういった別のコストも含めて総合的に考えていく必要があると思いますし、それ以外も含めていろいろな地域的な便益があつたり、逆に、廃棄費用等環境外部費用が別途あつたりというさまざまな要因があるわけで、そういったものは本来全体を考えながら外部費用は内部化していき、そういうことは全体を考えながらエネルギー政策全般、再エネ政策全般を考えないといけないということだと思いますけれども、ただ、戻りますが、調達価格等算定委員会としてのミッションとして見ると、全部をやることはできないので、ここでどういう電源をどういうふうに見ていき、そこでFIT/FIPから外れるものが出てくるとすれば、それが価値があるんであればちゃんと全体の価値を評価した上で他の制度で見えていく、もしくは、エネ庁ではない他の省庁でその価値に補助を付けるなりしていくということも併せて考えていく必要はあるかと思いますので、少しこの委員会の最初に申し上げることと外れるかもしれませんが、そういった全体の政策ということのエネ庁も、また、他の省庁も含めて引き続き議論をしていただきたいというふうに思っています。それが1点目です。

2点目は、エネ基の話で17ページ目にありましたように、再エネ・原子力など脱炭素電源を最大限活用するということで、大きな方針としてはこういうことになっていますので、それに資するようなものをしていくということは必要なだろうというふうに思っています。

他方で、3つ目の点ですけれども、風力、他を含め、他の電源も含めて、物価が上昇していてさまざまなコスト増となっているということでございまして、そういったものに関しては、物価増に関してというところできくと、再エネに限らずそういったコスト増に関しては適正に反映するということは社会構成上とても重要だというふうに思いますので、それは今回の調達価格等算定委員会でも物価増に対しては基本的には対応するということだと思っています。その上で1番目に申し上げたように、いろいろな情勢を踏まえながらどう対応していくのかというのが今回のミッションとして重要なことというふうに思っています。

その次ですけれども、やはり別途、先ほども申し上げましたけれども、いろいろ太陽光パネル等にしても地域共生の問題が非常に顕在化しているということで、こういった問題に関しても、調達価格等算定委員会ですべて見られるわけではないわけですが、こういった問題を他で見ていただきながら、ただ、こういった問題をどう考えていくのかということに関しては、どこかで認識を持ちながら対応が必要かなというふうに思いました。

一方で、やっぱり社会的には電気料金を抑制していかないといけないわけですが、地域共生の問題にも取り組まないといけないということなので、本来であると、先ほどの原則論でいくと、物価上昇については対応すべきだというふうに申し上げましたが、本来的に言うと電気料金の上昇がそれによってもたらされるとすれば、そういったものが

とりわけ低所得者層に大きな影響があるということであれば、それは別政策で本来は見るべきだというふうには思っているわけですが、そうは言うものの、そのあたりも含めてこの委員会ではどうバランスを図っていくのかということは考えるべきだなと思いました。

長くなりましたが、最後ですけれども、いずれにしても私の感覚としては、再エネ拡大が非常に重要なわけですが、ここに来て再エネの課題もかなり健在化してきていて、今年度の調達価格等算定委員会の議論は非常に難しい状況、難しい議論をしていかなければいけないというふうに思っていますので、この後、個別の議論に順番に移っていくということになるかと思いますが、深く議論をして、また、大局観を常に忘れないように議論を進められたらいいかなというふうに思った次第でございます。長くなって申し訳ございません。

それでは、もし委員から追加ご意見、ご質問あるかもしれませんが、いったん事務局にご回答をいただいて、もし追加等があればその後お受けしたいというふうに思います。

それでは、事務局いったんご回答等がありましたらお願いします。

○事務局

はい、事務局です。委員の皆さま、コメントくださいましてありがとうございます。

自立化に関するとところで多数コメントいただきました。45 ページ目、戻っていただきまして、改めて調達価格等算定委員会の価格の考え方になります。再エネ特措法に基づいて、法令に基づく制度となっておりますので、効率的に実施された場合に通常要すると認められる費用を積み上げて一定の利潤を加えた上で適切な価格水準を算定するということがこの価格算定において、これまでもそのように実施をしてきておりますし、今後もそのような形で進めていきたいと考えております。

ただ、インフレ局面ということで名目の価格自身を上げていかざるを得ない、上げていくという局面にもなってきております。ただし、その際にしっかりと制度の前提となっております自立化に向けた取り組み状況をしっかりと確認をした上でコスト上昇分を適切に反映していくこととしてはどうかというふうに考えております。

通常、価格付けに関しては、法令に基づいてもその他の事情を勘案して定めるということとなっておりますので、当然さまざまなエネルギー政策の全体像や諸情勢なども視野に入れながら適切な価格設定、エネルギー基本計画の全体方針を踏まえながら価格政策においても適切な水準ということを今年委員の皆さまからご議論いただいて進めていきたいと考えております。

47 ページ目の点について、岩船委員からもう少し分かりやすくできないかということについてコメントいただきました。ありがとうございます。いただいたコメントも含めて、少し事務局の中でも工夫をしてみたいと考えております。

電源横断的に記載をしておりますので、非常に捨象してしまった部分があるというふう

に考えております。松村委員からご指摘いただいたとおり、調整力としてのkW価値なども加味した場合に、それぞれの電源ごとに自立化としての水準というのは異なるというふうに考えております。ピンク囲みについて、電源ごとにも少し誤差がありますけれども、大きくは経済産業省として汗をかきながら、自立化水準を広げながら、電源ごとのコストダウンを図ってピンクエリアを広げ、各電源についてピンクエリアに入ってきてもらうということを大きな方向として取り組みたいと考えております。

松村委員から、他の価値とか、この中で踏まえるべき価値、踏まえないべき価値、しっかりと精査をしながら自立化に向けた議論のブラッシュアップをしていきたいと考えております。

また、横の点線、X軸に平行な線を引いております。これは点線になりますけれども、これは運転維持費の水準は横軸を引いておりまして、これはFIT/FIP終了後において自立的に運転維持が可能なのかどうなのかというのは、まさに運転維持費の水準にあるというところを見なければいけないということで点線を引いております。特に、運転維持費が高い電源については、FIT/FIP期間の終了後の自立化について論点があるということを示唆するものではないかというふうに考えております。

また、ピンクの三角形の外側に点線の三角形も記載しております。自立化を考えた時に、自家消費を中心として行った場合においては、自立化の水準が異なるというふうに整理ができるのではないかと考えておりまして、この点も加味して図表を加えております。ただ、全ての点は記載してございませんので、少し記載内容については工夫もしたいと考えております。

また、大きくもう一つの点として、最近の再エネを取り巻く規律に関してコメントをいただいたと理解しております。幾つか課題を整理しなければいけないと考えておりまして、まず、規律に関して申し上げますと、23 ページ目、24 ページ目になります。FIT/FIP制度というのは、法体系上は規制法ではなくて支援法として位置付けてございます。支援法の中で支援の要件として、関係法令の順守を厳格に求めるということを支援の要件としておりまして、FIT/FIP制度単独では規律というものはあくまで関係法令に準拠しているということとなっております。この点、FIT/FIPによらない再エネ電気が出てきた時には、関係法令の規律が適切に機能するということがますます重要になってくると考えておりまして、24 ページ目のほうに関係省庁連絡会議について記載しておりますが、こうした会議を開催しているというふうになります。

また、廃棄とリサイクルについてもコメントをいただきましたが、それぞれ課題が異なっているというふうに考えております。廃棄については、全ての事業用資産を含めて事業終了後に適切に廃棄をするということは、廃掃法上の義務となっておりまして、不法投棄というものは廃掃法において罰則付きでそもそもにおいて規律がなされているということでもあります。FIT/FIP制度については、支援の要件として廃棄費用を適切に積み立てるということを、支援を行う際の要件として経済的な準備ということを支援の要件、条

件として廃棄等積立費用を規律付けているということでございます。

3つ目のリサイクルについて、先ほど岩船委員からリサイクル法断念というコメントがありましたが、政府として全く断念をしているつもりはございません。法制的な論点の検討に、なお時間を要しておりますけれども、リサイクル法制については、現在、環境省、経産省において引き続きの検討を進めております。

リサイクルは、いかなる課題にて対応するのかということについては、単純な廃棄というのが規律付けられているというふうに申し上げましたけれども、単純な廃棄を続けて、最終処分場にそのままごみとして持っていくということとなると、処分場の容量に負荷をかけるということが課題となっております。最終処分場の処分の容量を確保していくと、減容化を図るという観点から太陽光パネルの廃棄時において可能な限りリサイクルを、再資源化を進めていくことが重要ではないかというふうに考えております。

現在、リサイクルと単純処分の価格差がまだ非常に大きいという状況でございます。こうした課題をいかに時間軸の中で乗り越えていきながら、最終処分量の大幅な増加、この部分についての課題に応じていくというのがリサイクルを進めていく一番の大きな目的であるというふうに考えております。

いずれにしても、導入、そして、適切な廃棄、そして、処分場の減容化、処分場の問題に対応したリサイクル、いずれも再エネが社会と共生した形で導入を進めていくためにも不可欠な課題であるというふうに考えておまして、きっちりと対応を進めていきたいと考えております。その取り組み状況は、またこの委員会においても進捗のご報告をしたいと考えております。

その他、委員の皆さまからいただいたコメントは全て承りました。踏まえて次回以降の委員会において検討を深めていきたいと考えております。

事務局からは、以上です。

○秋元委員長

ありがとうございました。委員から追加でご意見、ご質問等ございましたらご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

すみません、先ほど確認を忘れたのですけれども、45 ページのところでは最後のほうで入札制度のあり方のところです。すみません、そこだけ。

ここは、入札への参加件数は減少傾向にあるけれども、減少しても入札システムの保守・運用費用の事務コストは一定程度要するというので、ここの負担がかなり大きいのであれば入札自体をやめるという方向はあり得ると思うのですけれども、その場合は、入札ではなく政府が一律の調達価格を設定する方法に移行するというので、ここに関して何か②を取ることに伴う懸念点はあるのかということをお教えいただければと思います。

すみません、以上です。

○秋元委員長

ありがとうございます。事務局からよろしいですか。

○事務局

事務局です。国民負担の抑制と導入拡大の両立を図りながら進めていくという中で、2017 年度以降、入札制度の導入をしておりますけれども、その中で必ずしも入札によらなくても調達価格／基準価格を適正に設定することによって国民負担の抑制を図るということが十分に機能し得るのではないかというふうにも考えてございます。それぞれ、入札制度の継続、調達価格／基準価格を適切に設定するという方法を比べた時に、今後のあり方、いかなる方法がより妥当になってくるのかということについてご審議の上、方針を整理していきたいと考えてございます。

事務局として、特に適切に設定をすれば一律の調達価格／基準価格を設定することによるデメリットということは、極力抑制できるまたは十分でないという形に整理ができるのではないかと考えてもございますけれども、改めて審議をいただいた上で方針を整理していきたいと考えております。

以上です。

○秋元委員長

岩船委員、大丈夫ですか。

○岩船委員

ご説明ありがとうございました。さまざまなものを効率化していくために、入札の役割は一定終了した、価格がだいぶ下がったということだと思いますので、ご方針に賛成したいと思います。

以上です。

○秋元委員長

具体的には、この後、議論するということだと思いますので、そういうことも含めてテーブルをこの後していくということなのかと思います。

他、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日はご熱心にご議論をいただきまして誠にありがとうございました。少し委員長として、今日の議論をまとめておきたいと思いますが、まず、全体としては、今日ご意見あったのは、総論にかかる部分がかなり委員からは大部分だったと思っていまして、物価上昇局面でどういうふうに物価を反映するのかという論点もあり、また、F I T／F

I Pで全部見るということもできないし、それがF I T／F I Pで見るのが適切かどうかということについても、この後、議論をしていくということだと思いますし、他方でそうじゃなくなったF I T／F I P対象外ということに仮になったとしても、そういったものを他の政策等でどういうふうにカバーしていくのかということも重要だという議論もあったかと思います。それはこの委員会のミッションではないと思いますが、ただ、他方で、そういった今後の議論の中でどういうふうに政策全体として考えていくのかという問題提起はとても重要な話だと思ひまして、そういう議論があったかなというふうに思ひます。

その上で、今回、事務局資料でいただいた論点については、全体として全く異論はなかったと思ひますので、この事務局資料の論点に沿って議論を進めていくということにさせていただきますというふうに思ひます。その上で、各論点については、これから検討を深めていくということかと思ひました。

電源横断的な事項ということでもご提示いただひていまして、その中では自立化に向けた進捗状況を踏まえた支援のあり方、そして、今後のF I T／F I P制度における価格算定のあり方、そして、コスト低減が進む中での入札制度の活用のある方、これは最後、岩船委員から確認がございましたが、そういったところを検討していきたいということかと思ひます。

各電源に関しては、それぞれ最新年度の調達価格、基準価格、F I P適用対象、そして、入札の上限価格等を検討していくということかと思ひます。

各論点や検討に当たっての観点ということでは、まず、太陽光については、今年10月から開始された初期投資支援スキームについて、住宅用太陽光における2027年度以降の調達価格、調達期間の問題、そして、着実なコスト低減が実現されてきた大規模な事業用太陽光について具体的な自立化の道筋に向けた議論を加速化させる観点から、2027年度以降の支援のあり方等の検討をしていくということ、そして、風力については、再生可能エネルギー発電設備の適切かつ確実な廃棄等をこれまで以上に確保していくための今後の調達価格等の設定における廃棄等費用の水準の問題、そして、洋上風力発電については、改めてコスト低減等の中長期的見通し等を確認した上で支援のあり方等を検討するということ、そして、地熱、中小水力については、調達期間、交付期間を大きく超えて長期間稼働できる電源であるという特性を生かしつつ、中長期的な自立化への道筋を描いていく必要がある、そして、地熱開発リスクの低減に向けてJ O G M E Cが自ら掘削を行う取り組みの拡充が検討されているが、こうした動きを踏まえた支援のあり方等を検討していくということ、そして、バイオマスについては、運転維持費が自立化水準を上回るというコスト構造を踏まえて、自立化に向けた道筋を確認しながら支援のあり方等を検討していくということで少し簡略なまとめということですが、そういう認識だったというふうに理解しました。

また、今年度の委員会でも各電源別の議論に入る前に各電源に関する実情やご意見等を伺うことが必要と考えています。今後の本委員会でのヒアリングを開催すべく事務局には準備をお願いしたいと思ひます。

なお、今後のF I T／F I P制度における価格算定のあり方について、電源ごとの特性や本日のご議論、そして、各業界からのヒアリングにおける各業界からの自立化に向けた取り組みについてご説明いただくのを踏まえて、事務局には今後の本委員会において一定の方向を示していただくようお願いしたいと思います。

委員長からは以上でございますが、事務局からもし今の点、他について何かございましたら補足いただきたいと思いますし、もしなければ次回の開催について一言お願いできればと思います。

○事務局

事務局です。秋元委員長ありがとうございました。秋元委員長からございましたとおり、特に事務局から補足する事項はございません。

次回の委員会について、日程が決まり次第、また当省ホームページでお知らせをいたします。

4. 閉会

○秋元委員長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第 105 回調達価格等算定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。